

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校、同苫小牧工業高等専門学校、
同釧路工業高等専門学校、同旭川工業高等専門学校及び株式会社北海道銀行との
産学連携協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校（以下「乙」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校（以下「丙」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校（以下「丁」という。）と株式会社北海道銀行（以下「戊」という。）は、学術の発展及び経済産業の発展に資するため、以下のとおり産学連携協力に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲、乙、丙、丁及び戊が、本協定書に基づき、北海道内もしくは北海道内に営業拠点のある中小企業を対象として、地域社会における技術開発、技術教育等を支援するとともに、新事業の創出等地域の産業振興に寄与することを目的とする。

（産学連携協力の予定事業）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、第1条の目的を図るため、相互に産学連携協力して次に掲げる事項が円滑かつ効果的に実施されるために必要な事業を実施するものとする。

- ① 民間企業等との共同研究、受託研究等
- ② 技術相談
- ③ 科学技術情報に関する講演会、セミナー、見学会等
- ④ ベンチャー等新事業創出のための技術移転
- ⑤ その他目的達成のための必要事項

2 前項に基づき、甲、乙、丙、丁及び戊が協力して行う事業内容並びにその事業を実施するにあたって必要な費用等の詳細については甲、乙、丙、丁及び戊が協議して別途定めるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定書に基づく事業により事業の対象者より提供又は開示された全ての資料、文書、その他の関連情報（口頭により提供又は開示されたものを含む。）及び各当事者に帰属すべき業務上的一切の情報、それらを利用して作成された成果物（完成途上のものを含む）（以下これらを総称して「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはならない（以下「秘密保持義務」という。）。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。なお、この場合であっても、秘密情報を提供又は開示する各当事者は、提供又は開示先が秘密情報の保持を厳守するよう万全の処置を講じるものとする。

- ① 産学連携協力の遂行上必要な範囲内でその役職員に秘密情報を開示する場合

- ② 法令、規則、行政庁の命令により秘密情報の開示義務が課される場合（当局検査を含む。）
 - ③ 弁護士等法令上守秘義務を負う外部専門家に秘密情報を開示する場合
 - ④ 書面により事前に提供又は開示を行った当事者の同意を得たもの
- 2 前項において次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含めない。
- ① 開示若しくは提供を受け又は知得した際、すでに自己が保有していたことを証明できる情報
 - ② 開示若しくは提供を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - ③ 開示若しくは提供を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に取得したことを証明できる内容
 - ⑤ 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明出来る情報
- 3 秘密情報の提供又は開示を受けた当事者は、善良なる管理者の注意をもってその取扱いに万全の措置を講じるとともに、産学連携協力の目的以外の目的にはこれを使用することができないものとする。
- 4 本条に定める秘密保持業務は、第4条にかかわらず、本協定書が期間の満了により失効した後においても存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から、平成20年3月31日までとする。
また、期間満了の一ヶ月前までに、いずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされない時は、本協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（個別契約との関係）

第5条 本協定書を締結した後に甲、乙、丙、丁及び戊の間で産学連携協力に関する新たな契約（以下「個別契約」という。）を締結した場合において、個別契約の条項と本協定書の条項に齟齬がある場合には、個別契約の条項が本協定書の条項に優先するものとする。なお、個別契約は、本協定書の期間満了に伴う失効等にかかわらず、個別契約の定めに従うものとする。

（法的拘束力）

第6条 本協定書は、産学連携協力に関する甲、乙、丙、丁及び戊の了解事項を確認するものであり、第3条を除き、法的拘束力を有せず、各当事者にいかなる法的義務を発生させるものではなく、またいずれの当事者をも法的に拘束することを意図するものではない。

(誠実協議)

第7条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊は誠実に協議の上、誠意をもってこれを処理するものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が、それぞれ1通を保管するものとする。

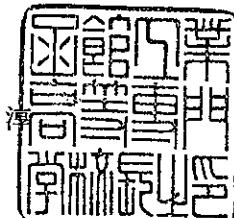
平成19年12月14日

(甲) 函館市戸倉町14番1号

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校

校長 長谷川

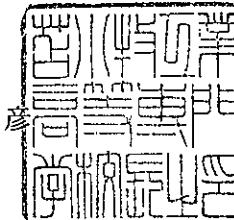


(乙) 苫小牧市字錦岡443番地

独立行政法人国立高等専門学校機構

苫小牧工業高等専門学校

校長 伊藤 精彦

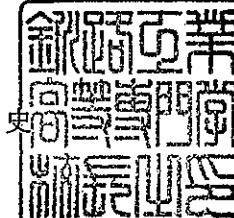


(丙) 釧路市大楽毛西2丁目32番1号

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校

校長 岸 波 建

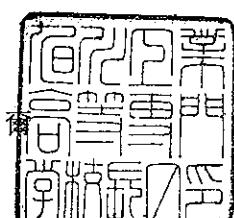


(丁) 旭川市春光台2条2丁目1番6号

独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校

校長 前 晋



(戊) 札幌市中央区大通西4丁目1番地

株式会社北海道銀行

頭取 堀 八 義 博

